

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の賦課事務(個人事業税)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、地方税の賦課事務(個人事業税)において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課(個人事業税)事務
②事務の概要	<p>・地方税法等に基づき、都内に事務所、事業所を有して法定業種に該当する事業を行う個人に対し、当該年度の初日の属する年の前年中における事業の所得に対して個人事業税を課している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、地方税法及び東京都税条例等の規定に従い、次の事務の一部に使用している。(別添1を参照)</p> <p>①個人事業税申告書の受付 ②国税庁・税務署へ提出された所得税申告書等データの国税連携システムでの受信 ③税務署へ提出された所得税申告書等の複写 ④税務総合支援システム及び国税連携閲覧機能での所得税申告書等データの取り込み ⑤課税審査時における所得税申告書等データの参照 ⑥納税者等への調査または照会 ⑦税務総合支援システムへの課税情報の入力 ⑧納税者に対する納税通知書の発送 ⑨返戻時の区市町村への照会 ⑩区市町村から送付される住民票の受領 ⑪住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人情報の照会 ⑫住所等変更情報の入力 ⑬減免申請書の提出 ⑭減免情報の入力 ⑮減免決定通知書の送付</p>
③システムの名称	税務総合支援システム(個人事業税システム)・住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム(eLTAX)、国税データ閲覧機能
2. 特定個人情報ファイル名	
①個人事業税課税事務ファイル、②国税連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一第16項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	主税局課税部課税指導課
②所属長の役職名	課税指導課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東京都主税局課税部課税指導課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎22階北側 03-5388-2969
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	東京都主税局課税部課税指導課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎22階北側 03-5388-2969
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

